

官公需適格組合は、 地域の発展に 貢献します。

国や公団、地方公共団体等が、
物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、
工事を発注したりすることを
「官公需」といいます。

国や地方自治体の仕事に対して、十分責任を持って受注できる
経営基盤が整備されていることを、
官公需法に基づいて国が証明している組合で、北海道には70
超の証明取得の組合があります。

国の官公需施策の体系

官公需適格組合制度とは

国や独立行政法人、地方公共団体等が発注する官公需の受注
に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って
履行できる体制の整備がなされていることを中小企業庁(北海
道経済産業局)が証明する制度です。

北海道中央会に所属する 道内官公需適格組合の所在地(地方公共団体コード順)

札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帯広市・北見市・
夕張市・岩見沢市・網走市・留萌市・苫小牧市・稚内市・
江別市・紋別市・士別市・名寄市・根室市・千歳市・恵庭市・
伊達市・北広島市・石狩市・上川郡弟子屈町

北海道内の官公需適格組合の業種・業務

建具・情報サービス・砕石砂利・管工事・石油・液化ガス・
書籍・広告・廃棄物処理・リサイクル・道路維持・除雪・
指定管理・運送・板金・警備・畳・塗装・家具・地質調査・
土木設計・土木工事・緑化造園・自動車整備・経営及び
情報関連コンサルタント・とび・大工工事・印刷業・さく
井工事



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会
Hokkaido Federation of Small Business Associations

<https://www.h-chuokai.or.jp>

官公需施策

検索



〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル

TEL 011-231-1919

中小企業基本法

(昭和38年7月20日 制定)

中小企業の振興・支援として国の基本的な理念や方針を定めています。

この法律の基本的施策のひとつとして、官公需施策は、中小企業の経営基盤強化に位置づけられており、**第23条(国等からの受注機会の増大)**にて国が施策を講ずることが明記されています。

官公需法

(昭和41年6月30日 制定)

※「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」

- 官公需法は、国等が調達を行う際に新規中小企業者をはじめとする**中小企業の受注機会を確保するための措置**を講ずることを明記し、中小企業の発展を目的とした法律です。
- 国等の発注機関が中小企業者の受注の機会の増大を図るように努め、新規中小企業者及び組合を契約の相手方として**活用するように配慮しなければならないこと**が明記されています。(第3条)
- 毎年度、中小企業向け契約目標額を定めた「国等の契約の基本方針」が**閣議決定**されています。各府省はこの基本方針に即した、それぞれの機関で「契約の方針」を作成することになっています。(第4条、第5条)
- 地方公共団体も、**国に準じた取組**を行うよう努めることになっています。(第8条)

国等の契約の方針

(毎年度 閣議決定)

国では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や受注機会増大のための措置事項などを「中小企業者に関する国等の契約の方針」として取りまとめ、これを閣議決定し公表しています。

(国等の契約の方針の4つの事項)

- 第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項
- 第2. 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項
- 第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項(**一部抜粋**)

事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

国等は、共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した「**官公需適格組合**」の受注機会の増大に努めるものとする。

- 第4. 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項



北海道官公需適格組合協議会

関係機関・団体と密接な連携をとりながら官公需適格組合の諸問題を研究討議し、受注能力の向上を促進し、受注の拡大及び組合運営の円滑化に資することを目的に、北海道内の官公需適格組合で組織された団体です。

※令和4年度北海道中小企業団体全道大会 要望(抜粋)より

IV 官公需対策

国の「中小企業者に関する国等の契約の方針」と、道の「中小企業等に対する受注機会の確保に関する推進方針」により、受注機会の増大のための手立てを講じているものの、それぞれの契約現場では、趣旨理解の意識は高まっておらず、中小企業・小規模事業者への発注は十分とはいえない状況にある。

このため、国及び道の方針の趣旨を発注部局や市町村に対し周知徹底するほか、地域の防災等の観点からも中小企業・小規模事業者への官公需対策の強化を求めるものである。

【重点要望事項】

○ 官公需の受注機会確保と増大の徹底

- ・ 「方針」に掲げる契約目標達成のため自治体の契約現場に趣旨を徹底
- ・ 発注時期や発注量の平準化
- ・ 新規中小企業・小規模事業者の活用
- ・ 知的財産権の権利範囲の明確化の周知徹底

○ 分離・分割発注及び少額随意契約の積極活用

- ・ 分離・分割発注及び少額随意契約の積極的な活用
- ・ 災害時の連携強化のための対応
- ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する適用限度額の引き上げ
- ・ 官公需適格組合等への緊急随意契約の活用

1 官公需の受注機会確保と増大の徹底（国・道・市町村）【重要】

国及び道の「方針」に掲げる契約目標が達成されるよう契約現場に趣旨を徹底し、発注時期や発注量の平準化に努めるとともに、実行状況的管理監督し、不十分な場合は是正勧告を行うほか、過去に受注実績のない新規の中小企業・小規模事業者の活用が国の「方針」に規定されていることから、道や市町村においても受注機会の確保に努めること。

また、印刷発注等に伴って生じる知的財産権は、権利範囲を書面で明確にし、受注者の財産的価値の保全に留意した契約内容とするよう周知徹底を図ること。

2 分離・分割発注及び少額随意契約の積極活用（国・道・市町村）【重点】

中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、分離・分割発注及び少額随意契約の積極的な活用に努めること。

とりわけ、国や地方自治体等と災害時の燃料供給協定を締結している石油販売業をはじめとする地元の官公需適格組合及びその組合員事業者に対しては、災害時にスムーズな連携を図り迅速に対応するためにも、平時から取引を行うことが重要であり十分に配慮すること。少額随意契約については、速やかに地方自治法施行令第167条の2第1項の改正を行い適用限度額の引き上げを図るとともに、災害からの復旧・復興に当たっては、官公需適格組合等を緊急随意契約の実施等により積極的に活用し、中小企業の収益維持、雇用継続につながる取組を推進すること。

3 官公需適格組合制度の活用と点数加算制度の適用（国・道・市町村）

官公需適格組合に対する認知度が低い発注機関が散見されることから、国、自治体の全ての契約現場に周知徹底するとともに、発注機関と官公需適格組合との意見交換の場を設けるなどして認識を高めること。

また、競争参加資格審査の格付けは、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算する「総合点数の算定特例制度」が設けられていることから、積極的に適用すること。

4 適正な単価設定による発注と最低保証の導入（国・道・市町村）

予定価格の積算は、受注者が一定の収益を確保できるよう最新の実勢価格等を踏まえ、適正な単価設定に努めること。特に、市況の変動が激しい燃料、原材料単価や人材が確保しづらい労務の単価は十分に配慮するとともに、人件費率の高い役務等の契約においては、最低賃金改定に合わせて人件費単価を見直すこと。また、契約後の環境変化等に対し、最低保証の導入を含め、柔軟に対応すること。

5 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の積極的な適用

（国・道・市町村）

競争入札において、過度な低価格の入札があった場合、契約内容を確実に履行できるかを精査する、低入札価格調査制度を積極かつ適切に活用すること。

また、採算を度外視した入札を予防し、適正価格での受注が可能となるよう、最低制限価格制度を積極的に適用するとともに、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。あわせて、地方自治体の物品の発注にも適用できるよう地方自治法施行令第167条の10第1項及び10の2第2項の改正を行うこと。